別表十六㈢の記載要領第九号⑵中「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第十号中「若しくは法」を「若しくは令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、「（第37条第３項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含む。）」を削り、「の第27条の14」を「の同条」に改める。

別表十六㈣の記載要領第六号中「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第七号中「若しくは法」を「若しくは令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、「（第37条第３項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含む。）」を削り、「の第27条の14」を「の同条」に改める。

別表十六㈤の記載要領第二号中「）又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第三号中「若しくは法」を「若しくは令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、「（第37条第３項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含む。）」を削り、「の第27条の14」を「の同条」に改める。

別表十六㈥の記載要領第一号中「又は法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第４号⑵において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（第５号及び第８号において「令和２年旧法」という。）」に、「同号」を「令第64条第１項第２号」に改め、同第四号⑵中「又は」の次に「令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第五号中「若しくは法」を「若しくは令和２年旧法」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、「（第37条第３項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含む。）」を削り、「の第27条の14」を「の同条」に改め、同第六号中「又は法」を「又は令和２年旧法」に、「同号」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第64条第１項第１号（繰延資産の償却限度額）」に改める。

別表十六㈦の記載要領第一号中「又は法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に、「令第133条の２の」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第133条の２（一括償却資産の損金算入）の」に改める。

別表十六㈧の記載要領第一号中「第18条の６第１項前段」を「第18条の６第１項」に改め、「又は連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の」を加え、「震災特例法第26条の６第１項前段」を「令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この号において「令和２年旧震災特例法」という。）第26条の６第１項前段」に、「の準備金方式による特別償却）の規定により震災特例法」を「の準備金方式による特別償却）の規定により令和２年旧震災特例法」に改める。

別表十六㈩の記載要領第一号中「経過措置）の規定」の次に「（以下この号において「平成30年改正令附則規定」という。）」を加え、「。以下この号において同じ」を削り、「又は法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（次号⑴において「令和２年旧法」という。）」に、「令第139条の４の」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（次号⑴において「令和２年旧令」という。）第139条の４（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（平成30年改正令附則規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」に改め、同第十一号㈠中「又は法」を「又は令和２年旧法」に、「（令」を「（令和２年旧令」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改める。

別表十七㈠の表中「措置法第66条の５第３項又は第68条の89第３項の適用の有無」を「措置法第66条の５第３項又は令和２年旧措置法第68条の89第３項の適用の有無」に、「別表十七（二の二）「21」又は別表十七の二（一）「26」」を「別表十七（二の二）「23」又は別表十七の二（一）「26」」に、「措置法第66条の５第４項又は第68条の89第４項の適用の有無」を「措置法第66条の５第４項又は令和２年旧措置法第68条の89第４項の適用の有無」に改め、同表の記載要領第一号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号⑴及び⑵中「又は」の次に「令和２年旧措置法」を加え、「同法」を「租税特別措置法」に改め、同号⑶中「又は」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）」を加え、同第三号及び第四号中「又は」の次に「令和２年旧措置法施行令」を加え、同第五号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第六号中「第68条の89第４項」を「令和２年旧措置法第68条の89第４項」に改め、同第七号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号⑷中「又は」の次に「令和２年旧措置法」を加え、同号⑸、⑹及び⑻中「又は」の次に「令和２年旧措置法施行令」を加える。

別表十七㈡付表の記載要領第一号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「第68条の89第５項第１号」を「令和２年旧措置法第68条の89第５項第１号」に改め、「）又は」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）」を加え、「同令」を「租税特別措置法施行令」に、「第39条の113第12項第１号」を「令和２年旧措置法施行令第39条の113第12項第１号」に改め、同第三号中「第39条の113第19項」を「令和２年旧措置法施行令第39条の113第19項」に改め、同第四号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第五号中「第68条の89第５項第５号」を「令和２年旧措置法第68条の89第５項第５号」に、「第39条の113第５項」を「令和２年旧措置法施行令第39条の113第５項」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「第68条の89第５項第３号」を「令和２年旧措置法第68条の89第５項第３号」に、「同令」を「租税特別措置法施行令」に、「第39条の113第１項第１号」を「令和２年旧措置法施行令第39条の113第１項第１号」に改める。

別表十七㈢の表を次のように改める。